

契約間資金充当特約 目次

第1条	用語の意義	第8条	特約の失効および同時消滅
第2条	特約の締結	第9条	追加契約の保険契約者が変更された場合の取扱い
第3条	基本契約の積立金からの追加契約の保険料の払込み	第10条	特約の解約
第4条	追加契約の失効	第11条	普通保険約款の準用
第5条	追加契約または追加契約に付加する特約の第1回保険料払込み	第12条	保険料口座振替えの特則
第6条	追加契約の契約内容の変更に伴う精算金の取扱い	第13条	主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の場合の特則
第7条	追加契約の契約内容の変更	第14条	追加契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則

契約間資金充当特約

第1条（用語の意義）

この特約において、次表に定める用語の意義は、次表に定めるとおりとします。

用語	意義
基本契約	この特約が付加された最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険をいいます。
追加契約	保険契約者が基本契約と同一である1または2以上の会社の定める保険契約で、保険契約者の申出によりこの特約が付加された保険契約をいいます。

第2条（特約の締結）

この特約は、保険契約者から申出があり、会社が承諾したときに、基本契約および追加契約に付加して締結します。

第3条（基本契約の積立金からの追加契約の保険料の払込み）

追加契約の保険料払込みの猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の立替えが行われないうちでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、追加契約を有効に継続させるため、基本契約の積立金から追加契約の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。この場合、次に定めるところによります。

- 追加契約の保険料は追加契約の猶予期間満了の日に払い込まれたものとします。
- 基本契約の未払込みの保険料を基本契約の積立金から払い込むときは、保険契約者は会社に対し、基本契約の未払込みの保険料の積立金からの払込みと追加契約の保険料の払込みの順序を指定できません。
- 2件以上の追加契約の保険料を基本契約の積立金から払い込むときは、保険契約者は会社に対し、その払込みの順序を指定できません。
- 基本契約の積立金から継続して追加契約の保険料が払い込まれたときは、追加契約に付加されている次の特約は消滅します。この場合、追加契約の保険料を変更することがあります。
 - 新団体扱特約
 - 団体扱特約～甲～
 - 団体扱特約～乙～
 - 準団体扱特約
 - 保険料口座振替特約
 - 保険料クレジットカード払特約
 - 定期保険団体扱特約
 - 保険料定期一括払特約
 - 5年ごと利差配当付定期保険団体扱特約
- 基本契約が被保険者の死亡により消滅した後も追加契約が有効に継続している場合、すでに追加契約の保険料が基本契約の積立金から払い込まれているときは、基本契約の死亡給付金または災害死亡給付金その他の支払金からその保険料を差し引きます。

第4条（追加契約の失効）

前条の場合で、追加契約の保険料が基本契約の解約返戻金をこえるときは、前条に定める追加契約への保険料の払込みは行わず、追加契約はその猶予期間満了の日の翌日に効力を失います。この場合、保険契約者は追加契約の解約

返戻金を請求することができます。

第5条（追加契約または追加契約に付加する特約の第1回保険料払込み）

新たに追加契約を締結する場合または追加契約に特約を中途付加する場合、保険契約者は、会社の承諾を得て、基本契約の積立金からそれぞれ追加契約の第1回保険料または、追加契約に付加する特約の第1回保険料および会社の定める金額を払い込むことができます。

第6条（追加契約の契約内容の変更に伴う精算金の取扱い）

追加契約または追加契約に付加されている特約について契約内容の変更が行われた場合の精算金があるときは、保険契約者は、会社の承諾を得て、精算金^[1]を基本契約の積立金から払い込むか、または精算金^[1]を基本契約の積立金に充当することができます。

第7条（追加契約の契約内容の変更）

追加契約の普通保険約款および追加契約に付加されている特約の定めにかかわらず、追加契約および追加契約に付加されている特約については、次の取扱いを行いません。

1. 延長保険または連生延長保険への変更
2. 原保険契約への復旧

第8条（特約の失効および同時消滅）

- ① 基本契約が効力を失ったときは、この特約は同時に効力を失います。
- ② 前項によりこの特約が効力を失った場合において、基本契約が復活されたときは、この特約は復活の時から効力を生じるものとします。
- ③ 基本契約が次のいずれかに該当したときは、この特約は同時に消滅します。
 1. 消滅したとき
 2. 保険契約者が変更されたとき

第9条（追加契約の保険契約者が変更された場合の取扱い）

追加契約の保険契約者が基本契約とは異なる者に変更されたときは、その保険契約は追加契約ではなくなるものとし、この特約の定めを適用しません。

第10条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第11条（普通保険約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、基本契約または追加契約の普通保険約款を準用します。

第12条（保険料口座振替えの特則）

基本契約および追加契約の保険料を会社の指定する金融機関等の口座振替えにより払い込むときは、保険料口座振替特約の定めにかかわらず、同一の指定口座から基本契約および追加契約の保険料を合算して振り替えることがあります。

第13条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第4条（追加契約の失効）の適用に際しては、「解約返戻金をこえるとき」を「解約返戻金以上となるとき」と読み替えます。
2. 第8条（特約の失効および同時消滅）第3項の適用に際しては、次の号を加えます。



第6条補則

[1] 追加契約または追加契約に付加されている特約について契約内容の変更が行われた場合の精算金をいいます。

3. 第1 保険期間が満了したとき
4. 基本契約に終身保障移行特約、年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加され、基本契約の全部が移行したとき

第14条（追加契約が3 年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3 年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第2 条（特約の締結）の適用に際しては、「追加契約」を「追加契約の3 年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）」と読み替えます。
2. 第3 条（基本契約の積立金からの追加契約の保険料の払込み）、第5 条（追加契約または追加契約に付加する特約の第1 回保険料払込み）および第6 条（追加契約の契約内容の変更に伴う精算金の取扱い）の適用に際しては、「追加契約に」を「追加契約の基本取扱契約に」と読み替えます。